



風立ちぬ 「秋来ぬと 目にはさやかに 見えねども 風の音にぞ おどろかれぬる」古今和歌集の歌が頭をよぎる。古人が見た自然の風情と、今見る情景は、随分と様変わりしていても、頬をすり抜ける爽やかな風の心地よさは、変わらないだろう。そんなことを考えながらの、しばしのうつろう刻(とき)は、解き放された空間で遊ぶ自分を発見する。次元を超えた世界で、平安の雅にふれる思いがする。自然を愛し、自然に触れ、自然を引き寄せれば、おもわぬ世界へ誘(いざな)ってくれる、「遊びの世界」があるのに驚かされた。幸せ一杯、感無量！(長居公園蓮池にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (JPS)

● 協会けんぽからのお知らせ

- ・ 高額介護合算療養費制度について・資格喪失および扶養認定解除以後に健康保険証を使用した場合について
- ・ 都道府県ごとの保険料率への移行と今後の取り組み
- ・ 健診や保健指導などの保健事業(予防)や、ジェネリック医薬品の使用を推進しています・協会けんぽメールマガジン創刊
- ・ 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方・特定健康診査(扶養家族様の健診)のご案内

● 大阪府社会保険協会ボウリング大会が開催されました

● 社保俳壇

職場内で回覧しましょう

協 会 け ん ぽ か ら の お 知 ら せ

高額介護合算療養費制度について

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用されている^(注)世帯の自己負担が著しく高額になる場合の負担の軽減を図る観点から高額介護合算療養費の制度が始まりました。

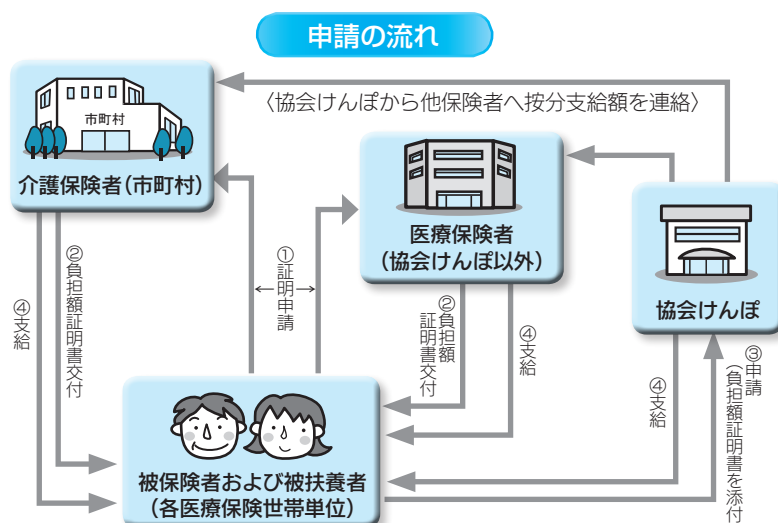
(注) 医療保険・介護保険いずれかの負担がない場合は対象となりません。

■制度の概要

医療保険における同世帯（7月31日時点での被保険者の方および被扶養者の方）で、計算期間中（毎年8月から翌年7月）の医療保険の一部負担金^{*}と介護保険の利用者負担額^{*}を合計した額が所得区分に応じた一定の基準額を超えた場合に医療保険と介護保険からそれぞれ払い戻されます。ただし払戻額が501円以上の場合に限ります。

〔^{*}高額療養費・高額介護サービス費支給後の自己負担額が対象となります。70歳未満の方の医療費については同一の月に同一の医療機関での負担額が2万1千円以上ある場合に合算対象となります（食事代・室料差額等は含みません）。〕

なお、この制度は平成20年4月より実施されておりますので、初年度のみ平成20年4月から平成21年7月の16カ月が計算期間となります（ただし平成20年8月から平成21年7月の12カ月で計算した払戻額の方が多い場合は12カ月間の自己負担限度額で計算します）。



■申請方法

- ① 介護保険者（市町村）に介護負担額証明書交付申請書を提出（計算期間中に協会けんぽ以外の保険に加入していた場合はその医療保険者にも提出）
- ② 自己負担額証明書交付
- ③ 申請書と②の証明書を協会けんぽに提出
- ④ それぞれの負担割合に応じた金額を、協会けんぽと介護保険者から支給（協会けんぽ以外の保険に加入していた場合はその保険者からも支給されます）

高額介護合算療養費算定基準額（ ）内の金額は初年度（平成20年4月から平成21年7月の16カ月）の基準額です。

所得区分	対象者70歳未満	対象者70歳以上のみ
・被保険者の標準報酬月額53万円以上の場合	126万円(168万円)	
・高齢受給者証負担割合3割の場合		67万円(89万円)
・一般	67万円(89万円)	56万円(75万円)
・被保険者が市町村民税非課税の場合 [*]	34万円(45万円)	31万円(41万円)
・世帯全員の所得が0などの場合		19万円(25万円)

^{*}初年度分については平成20年度の非課税の方が対象です（非課税であっても標準報酬月額53万円以上、高齢受給者証負担割合が3割の方は適用されません）。

お申し込み
お問い合わせ

全国健康保険協会 大阪支部 健保サービス第2グループ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
TEL 06-6201-7070(代表)

協会けんぽからのお知らせ

※事業主・健康保険事務担当者の皆様へ

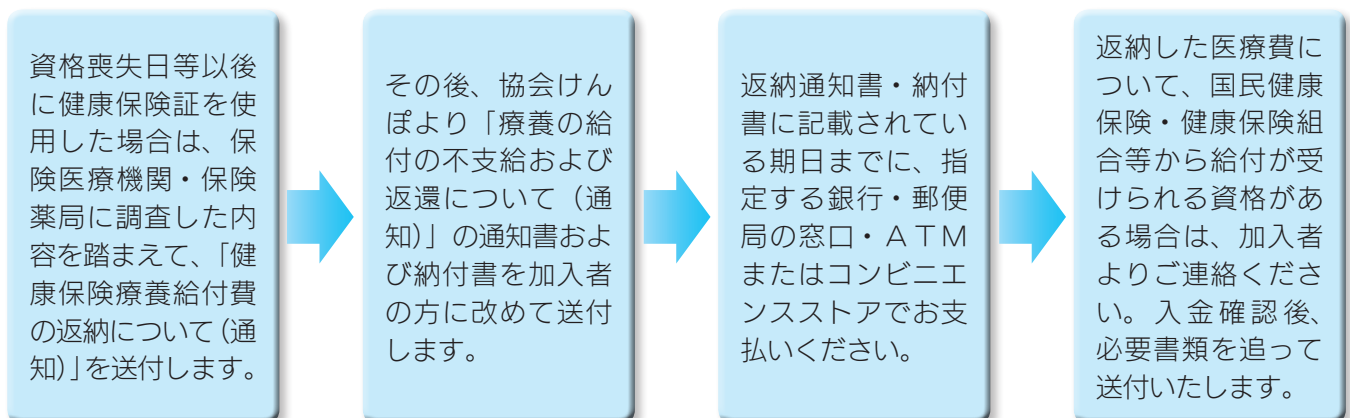
資格喪失および扶養認定解除以後に 健康保険証を使用した場合について

健康保険被保険者証（以下健康保険証という）は、資格喪失後、扶養認定解除後は健康保険証等が無効になりますので、使用しないでください。

なお、健康保険証を使用して医療を受けた場合には、保険給付費（総医療費の7～9割）をお返しいただくことになります。

また、退職者および扶養認定解除者の健康保険証はすみやかに回収して、5日以内に資格喪失届・被扶養者（異動）届に添えてご返却いただきますよう、よろしくお願いいたします（なお、添付もれの場合は、健康保険証が回収でき次第すみやかにご返却ください）。

「資格喪失日等以後に健康保険証を使用した場合」の手順（流れ）について



「協会けんぽの資格喪失日等」について

事 例	資格喪失日等
事業所を退職した場合	退職日の翌日
扶養認定を解除した場合	事実が発生した日、または確認できた日
長寿医療（後期高齢者医療）制度に移行した場合	75歳の誕生日、または65歳以上の一定の障害の認定を受けた日（なお、被保険者の方が長寿医療制度に移行された場合は、75歳未満の扶養家族の方も受診資格はなくなります）
任意継続の場合	①加入から2年を経過した日 ②新たに就職して、健康保険を取得した日 ③保険料を納期限内に納めなかった場合は、納期限の翌日
資格取得・扶養認定を取り消した場合	当初より当該健康保険証による受診資格は発生しない

全国健康保険協会 大阪支部

お問い合わせ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
TEL 06-6201-7070(代表)

協会けんぽからのお知らせ

都道府県ごとの保険料率への移行と今後の取り組み

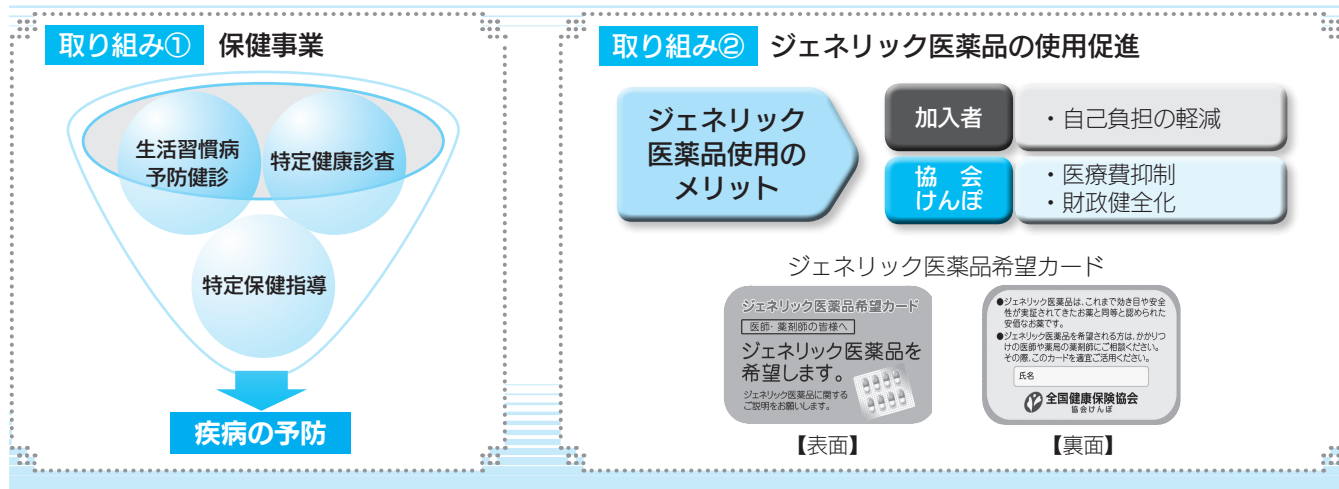


※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.19%）が加わります。

都道府県ごとの保険料率への移行にともない、今後は都道府県ごとに加入者の皆様の健康を増進し、疾病の予防を推進していくことが一層重要になります。協会けんぽでは、ジェネリック医薬品希望カードを配布するなど、医療費の適正化のための取り組みを推進していくこととしていますので、加入者・事業主の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※健康保険料額表は、全国健康保険協会ホームページをご覧ください。

健診や保健指導などの保健事業(予防)や、ジェネリック医薬品の使用を推進しています



協会けんぽメールマガジン創刊

配信登録開始

協会けんぽ大阪支部では、事業所の健康保険事務をご担当の皆様向けに、メールマガジンの配信をはじめます。ぜひとも登録をお願いいたします。

全国健康保険協会 大阪支部のホームページへ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

大阪 全国健康保険協会 検索

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるとき、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があるのはご存じですか？

使える場合

- ・急性または亜急性による外傷性の「骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷」
- ただし、「骨折・脱臼」は応急手当ての場合を除き医師の同意が必要です

使えない場合(全額自己負担)

- ・日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ・スポーツ等による筋肉疲労
- ・ヘルニア・神経痛・五十肩等の疾病からくる痛み
- ・脳疾患後遺症の慢性病
- ・慰安目的によるマッサージ代わりの利用
- ・仕事や通勤途上におきた負傷（労災保険からの給付になります）

※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。



お問い合わせ

全国健康保険協会 大阪支部

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階

TEL 06-6201-7070(代表)

協会けんぽからのお知らせ

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）

特定健康診査(扶養家族様の健診)のご案内

○特定健康診査を受診するには、受診券が必要です。

○特定健康診査の受診券を発行するには申請書が必要です（申請書は各事業所へお送りしています）。

○受診券は事業所へお送りします。加入者（ご本人）を通じてご家族にお渡しください。

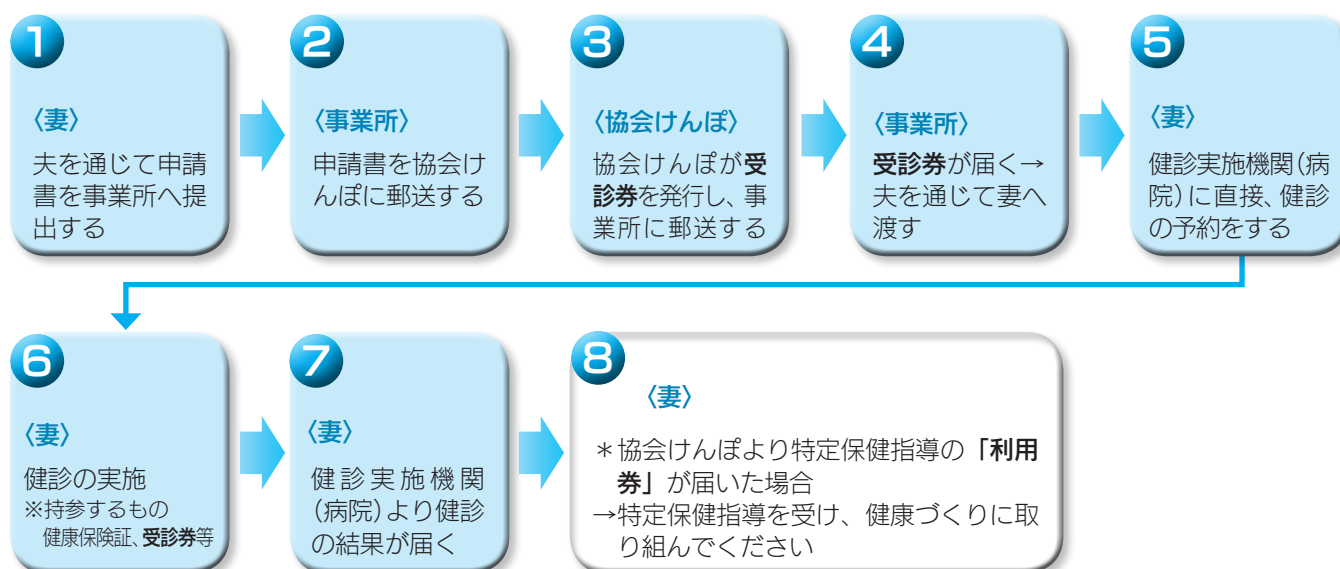
○ご家族の方の特定健診以外の検診等については、各市町村が実施する健診をご利用ください。

●対象者・検査項目・費用（平成21年度）

対象年齢	検査項目		自己負担額（大阪府内）
◇40歳以上75歳未満 ※今年度75歳になられる方については、75歳の誕生日の前日までに受診を終えていただくことになります	基本	問診、身体計測、腹囲、血圧測定、尿検査、血液検査など	最高 2,548円
	詳細	貧血検査、眼底検査、心電図 ※医師の判断による	最高 348円

●健診の流れ

例) 夫が事業所にお勤めで、扶養されている妻の場合



●健診実施機関

大阪府の場合、約5,000の特定健診実施機関のなかから選択できます。

詳しくはホームページでご確認いただくか、協会けんぽまでお問い合わせください。(06-6201-7077 保健サービス)

●特定保健指導

特定保健指導の対象の方には全国健康保険協会より「利用券」をお送りします。受診には、特定保健指導実施機関に「利用券」、「健康保険証」、「健診結果」を持参していただき、利用料【動機づけ支援が3,200円、積極的支援が7,890円（大阪府内）】をお支払いください。

お問い合わせ

全国健康保険協会 大阪支部 保健サービスグループ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
TEL 06-6201-7070(代表) 06-6201-7077(保健サービスグループ直通)

第29回

大阪府社会保険協会 ボウリング大会が開催されました

第29回大阪府社会保険協会ボウリング大会が8月29日(土)に新三国アルゴで開催されました。

当日は白熱したゲームが繰りひろげられ、成績は次のとおりとなりました。

- 優勝** 松井 正信
705ピン (株松川鋼商店)
- 準優勝** 門前 直樹
662ピン (株昭和エレクトクス)
- 第3位** 三田尻 卓也
654ピン (シノブフーズ(株))



社保俳壇

後藤比奈夫・選評

東イン(株) 山口博子

神官の肩に露下り山開

夏山の登山開始の日を山開きと言って、誰でも山に登れるようになる。冬から春として梅雨などの雨季は、一般には山は危険なのである。富士山の山開きは七月一日だが、山によつては日が違う。山開きの神事を進めている神官の肩に露が下りて来たのである。優しさの中に厳しさの漂う、いかにも山開きらしい景色。

(株)ソニックス 角中徳義
アナログの世界が好きで時計草

アナログの世界とデジタルの世界を最も手近に見せてくれるのは時計の文字盤であろう。作者は昔風で連続の表示が好き。時計も数字で一秒ずつ変るより、秒針、短針、長針とぐるぐる回っている方が安心なのである。そう言えば時計草の文字盤はアナログに違いない。

北野実業(株) 北野まゆ美
汗にはふ袋を抱へ豆剣士

剣士は剣術つかい。豆剣士は多分小学生ぐらいの小さな剣術修行の少年であろう。一角に大きな道具の袋を抱え、いかにも稽古に励んで来たという汗の匂いを漂わせて得意気。ほほえましい景色。



(有)大青鉄工 佐藤豊子
水底の影遅しきあめんぼう

(株)サンデザインワーク 三木暉之
職去りてなんと退屈爪太る

岩本産業(有) 岩本治朗
日蝕の真昼の闇を涼しとも

(有)ロック紳士服 西森周子
一列に湖面を飛びて通し鴨

金森石油(株) 高橋良治
梅雨入りや障りは障り徳は徳

(株)山本運送店 山本かずよ
一人呼べば皆振りかへり祭の子

松永電子システム(株) 松永均
手を繋ぎくぐる夫婦の茅の輪

(株)小西商店 池田節子
リフオームす母の遺せし藍浴衣

(株)タウン設計 宮武藤江
暑いねと言へばいよいよ暑くなる

(株)釘長商店 西浦嘉子
蝉の声砲弾静かに置かれたる

(有)サンクス 北山和郎
風鈴や下宿の前の神田川

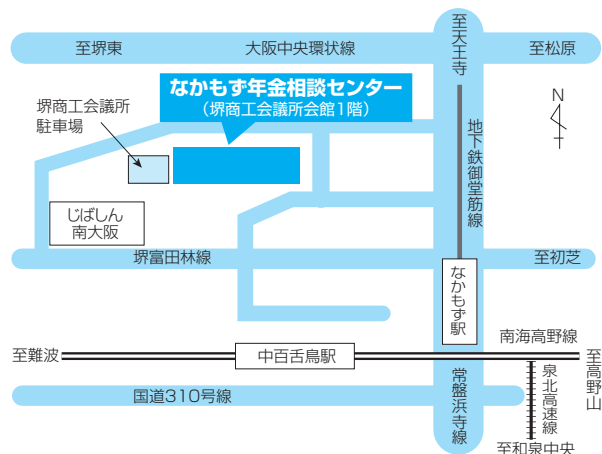
年金相談センターのご案内

『年金相談センター』は社会保険事務所の年金相談専門の窓口として、年金の相談や請求の受付等を行う国の機関です。多くの方にご利用いただけるよう相談体制の充実を図り、皆様の相談に応えてまいります。管轄は問いませんのでお気軽にお越しください。

なお、来訪される方の年金相談を専門に行っていますので、電話による相談は、社会保険事務所へお問い合わせください。

堺東社会保険事務所なかもず年金相談センター

〒591-8025 堺市北区長曾根町130-23
堺商工会議所会館1階

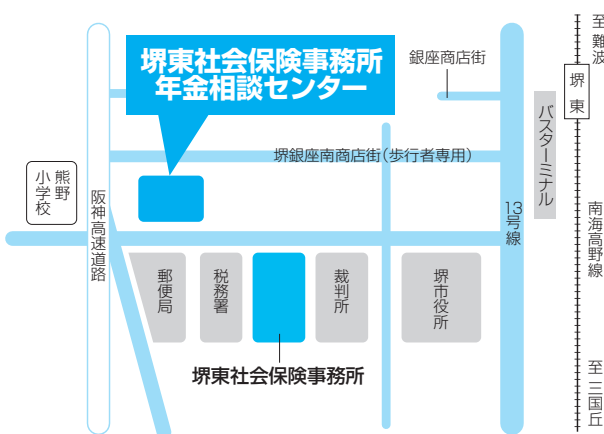


- 南海電鉄高野線「中百舌鳥駅」北出口 徒歩5分
 - 地下鉄御堂筋線「なかもず駅」2号出口 徒歩5分
- ※お車で越しの際は、堺商工会議所会館駐車場をご利用ください。

堺東社会保険事務所 TEL 072-238-5101

堺東社会保険事務所年金相談センター

〒590-0077 堺市堺区中瓦町1丁1-21
堺東八幸ビル7階

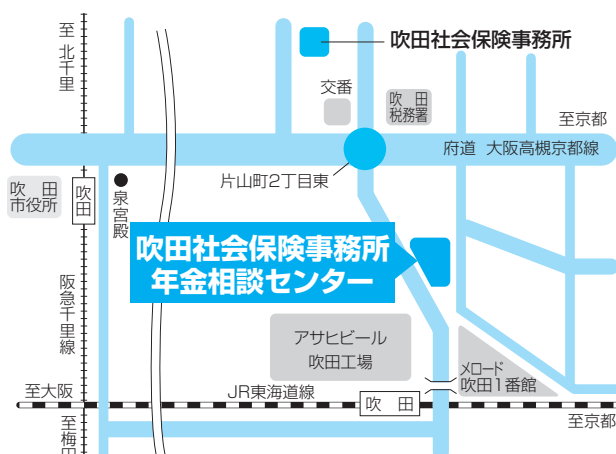


- 南海高野線「堺東駅」西出口 徒歩5分

堺東社会保険事務所 TEL 072-238-5101

吹田社会保険事務所年金相談センター

〒564-0082 吹田市片山町1-3-1
メロード吹田2番館10階

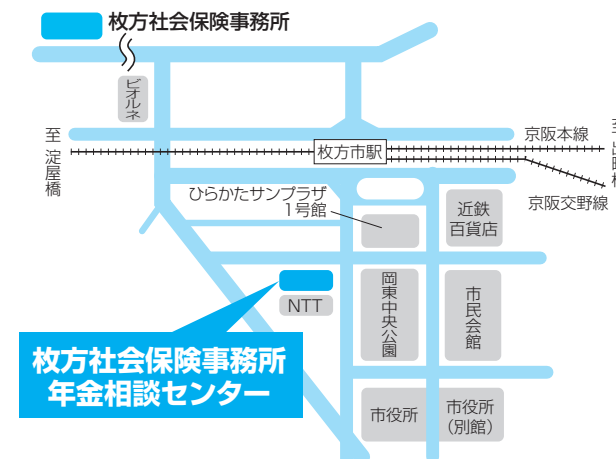


- JR東海道線「吹田駅」北口徒歩2分
- 阪急千里線「吹田駅」徒歩10分

吹田社会保険事務所 TEL 06-6821-2401

枚方社会保険事務所年金相談センター

〒573-0032 枚方市岡東町5-23
アーバンエース枚方ビル2階



- 京阪本線「枚方市駅」中央口 徒歩2分

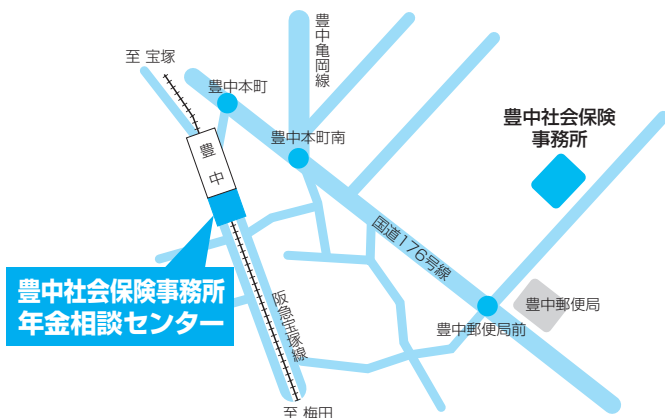
枚方社会保険事務所 TEL 072-846-5011

- なかもず年金相談センター以外は駐車場の設備がございませんので、ご来訪は公共交通機関をご利用ください。
- ご相談の際は、本人確認のため年金手帳や年金証書等、基礎年金番号がわかる書類をお持ちください。また、代理の方が相談に来られるときには、委任状および相談者の身分証明書または運転免許証等が必要です。

年金相談センターのご案内

豊中社会保険事務所年金相談センター

〒560-0021 豊中市本町1-1-3
豊中高架下店舗南ブロック1階



●阪急宝塚線「豊中駅」南改札口 徒歩1分

豊中社会保険事務所 TEL 06-6848-6831

城東社会保険事務所年金相談センター

〒536-0005 大阪市城東区中央1-8-24
東洋プラザ蒲生ビル1階

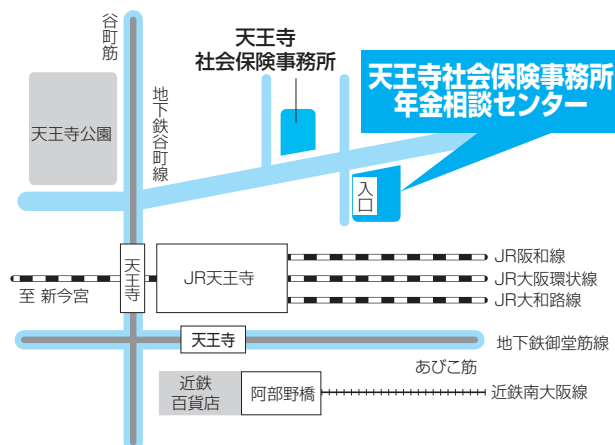


●地下鉄長堀鶴見緑地線「蒲生4丁目駅」1号出口 徒歩5分
●JR「京橋駅」北出口 徒歩15分
●京阪本線「京橋駅」中央改札口 徒歩15分

城東社会保険事務所 TEL 06-6932-1161

天王寺社会保険事務所年金相談センター

〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町10-17
ACTY 天王寺2階

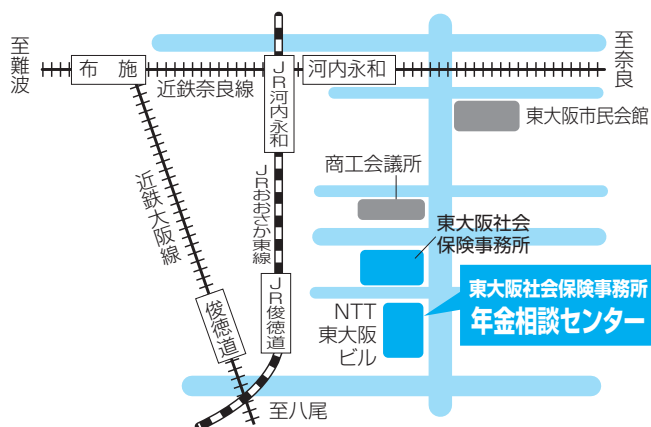


●JR「天王寺駅」北口徒歩3分 (ACTY 天王寺のエレベーターをご利用ください)

天王寺社会保険事務所 TEL 06-6772-7531

東大阪社会保険事務所年金相談センター

〒577-0809 東大阪市永和1-18-12
NTT 東大阪ビル1階



●近鉄奈良線「河内永和駅」徒歩6～7分
●近鉄大阪線「俊徳道駅」徒歩6～7分

東大阪社会保険事務所 TEL 06-6722-6001

○なかもず年金相談センター以外は駐車場の設備がございませんので、ご来訪は公共交通機関をご利用ください。
○ご相談の際は、本人確認のため年金手帳や年金証書等、基礎年金番号がわかる書類をお持ちください。また、代理の方が相談に来られるときには、委任状および相談者の身分証明書または運転免許証等が必要です。